

ニワトリ胚使用実験に関する考え方

2026年3月

ニワトリ胚（発育鶏卵）を含む鳥類胚を教育や試験研究に使用するにあたっては、その安楽死法及び動物実験計画書を作成すべきか否かについて、国際的にも多様な考え方や方式がある。本学でもそれらについての問い合わせがあり、動物実験専門委員会でのガイドを示すこととした。

鳥類胚の使用実験については、本学で示している動物実験の苦痛度分類（補遺2倫理基準による生命科学実験法に関する分類）において植物や無脊椎動物を用いる実験と同様にカテゴリAに分類される。一方で、安楽死の国際的なガイドラインである AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals: 2020 Edition では鳥類胚の孵卵期の80%以上は初生ヒナと同様の処置をとるものとされる。人工孵化の場合、産卵まで21日（80%：16.7日）とすると、ニワトリ胚の使用実験は以下のように対処することとする。

安楽死法

16日齢以上のニワトリ胚は初生ヒナと同様に扱う。即ち、麻酔薬の過剰投与、断頭、高濃度（80-90%）のCO₂への20分以上の暴露が勧められる。

16日齢未満のニワトリ胚は20分以上のCO₂への暴露、4℃以下4時間以上の冷却、冷凍で破壊する。

動物実験計画書の審査

孵卵期16日以後の胚の使用実験は初生ヒナを使用する実験と同様に動物実験委員会へ動物実験計画書を提出し、審査を受けるものとする。16日齢未満のニワトリ胚使用実験は、計画書審査は不要とする。